

第23期第3回 松浦海区漁業調整委員会 議事概要

1 日 時 令和7年5月22日(木) 14時30分～

2 場 所 唐津市水産会館 多目的ホール

3 出席者 松浦海区漁業調整委員

会 長 川 寄 和 正

会長職務代理者 池 田 宏 子

委 員 荒 卷 信 弘

〃 坂 本 安 則

〃 川 添 光 尚

〃 浦 丸 清 廣

〃 宮 崎 雅 司

〃 坂 口 正 人

〃 伊 藤 史 郎

〃 福 良 繁 一

4 臨 席 者 佐賀県農林水産部水産課

漁業調整担当係長 伊 藤 毅 史

海区漁業調整委員会事務局

事 務 局 長 荒 卷 裕

主 事 吉 田 友 香

5 議題及び議決事項

(1) 松浦海区における漁場計画(案)について(答申)

⇒ 原案どおり承認

(2) 特定水産資源(まさば・ごまさば)に係る令和7管理年度における
知事管理漁獲可能量の設定(案)について(諮問)

⇒ 原案どおり承認

(3) 令和7年度潜水器（うに簡易潜水器）漁業特認許可方針（案）について（諮問）

⇒ 原案どおり承認

(4) その他

- ・ 佐賀県漁業調整規則の一部改正について
- ・ 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について
- ・ 次回委員会日程について

⇒ 事務局から説明

6 各議題の説明者及び質疑応答の概要

(1) 説明者

議題 1・2 伊藤係長

議題 3 吉田主事

(2) 質疑応答

【議題（1）・（2）について】

質疑なし

【議題（3）について】

(坂本委員)

ただ駆除するだけではなく、駆除目的で今までは潰さないといけなかったが、揚げてお金にしていけますよということですよね。

(荒巻事務局長)

許可方針の文言にありますように、漁業の許可方針ですので、売ることは当然入っております。潰すだけだったら作業になります。

(池田委員)

ウニって獲っていい時期と獲っていけない時期とありましたよね。

(伊藤係長)

あります。松浦海区漁業調整委員会指示で発出しています。

(池田委員)

これは、この潜水器具を使った漁業は、その獲っていい時期、獲っていけない時期の制限は受けないのですか。

(伊藤係長)

おっしゃる通り制限を受けますので、次の委員会において、この漁業に係る委員会指示の適用除外ということで漁協さんから申請が上がってくる見込みですので、今後その手続きをする予定でございます。

(池田委員)

そしたら一年中獲れるのですか。

(伊藤係長)

そうです。ムラサキウニに関しては、委員会指示で7月1日から12月20日まで採捕が禁止されているので、その期間を適用除外することで、1年間この特認漁業でウニを漁獲なり駆除っていうのができるようになります。

(池田委員)

要するに制限なしの1年間獲り放題ですか。

(伊藤係長)

そうなります。

(池田委員)

何かこの方針でいくと、松浦地区の海からガンガゼとムラサキウニを一切合切なくしちゃいたいっていう目的なのですか。

(伊藤係長)

人員がものすごく多かったら、確かにそういった懸念というのが生まれてくる可能性はあると思いますが、それ以上に、特にムラサキウニ、ガンガゼについては、量がたくさんいるような状況です。